

大和町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和4年 度の人件費率
令和 5 年度	人 27,964	千円 14,306,854	千円 719,579	千円 1,581,801	% 11.1	% 11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

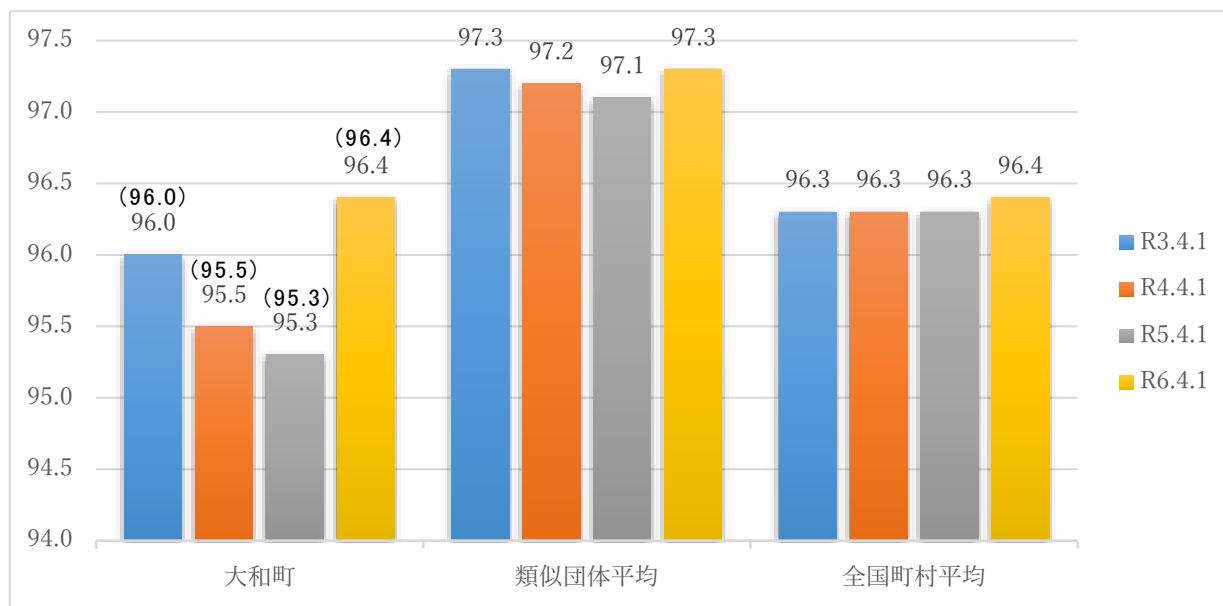
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 195	千円 621,185	千円 110,643	千円 233,923	千円 965,751	千円 4,953	千円 5,777

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③非該当。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告(改定 月数)		
令和 5年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準と同様に1級地(100分の20)から7級地(100分の3)の割合で支給。

(実施時期)平成28年4月1日から実施。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日実施）及び単身赴任手当（平成 28 年 4 月 1 日実施）について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大和町	36.8歳	273,691円	315,921円	290,368円
宮城県	42.3歳	321,390円	413,589円	357,601円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.3歳	306,955円	371,835円	340,734円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額	A/B
				(A)	(国ベース)			(B)	
大和町	※	※	※	※	※	—	—	—	—
宮城県	53.2歳	139人	298,719円	334,548円	316,010円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	51.6歳	6人	294,467円	327,123円	313,418円	—	—	—	—

（注）個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は、「※」で表示している。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大和町	—	—	—

（注）1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		大和町	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	203,800円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	172,000円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	164,000円	170,200円	—
	中 学 卒	147,100円	156,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	※	※	—	※
	高 校 卒	※	—	※	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

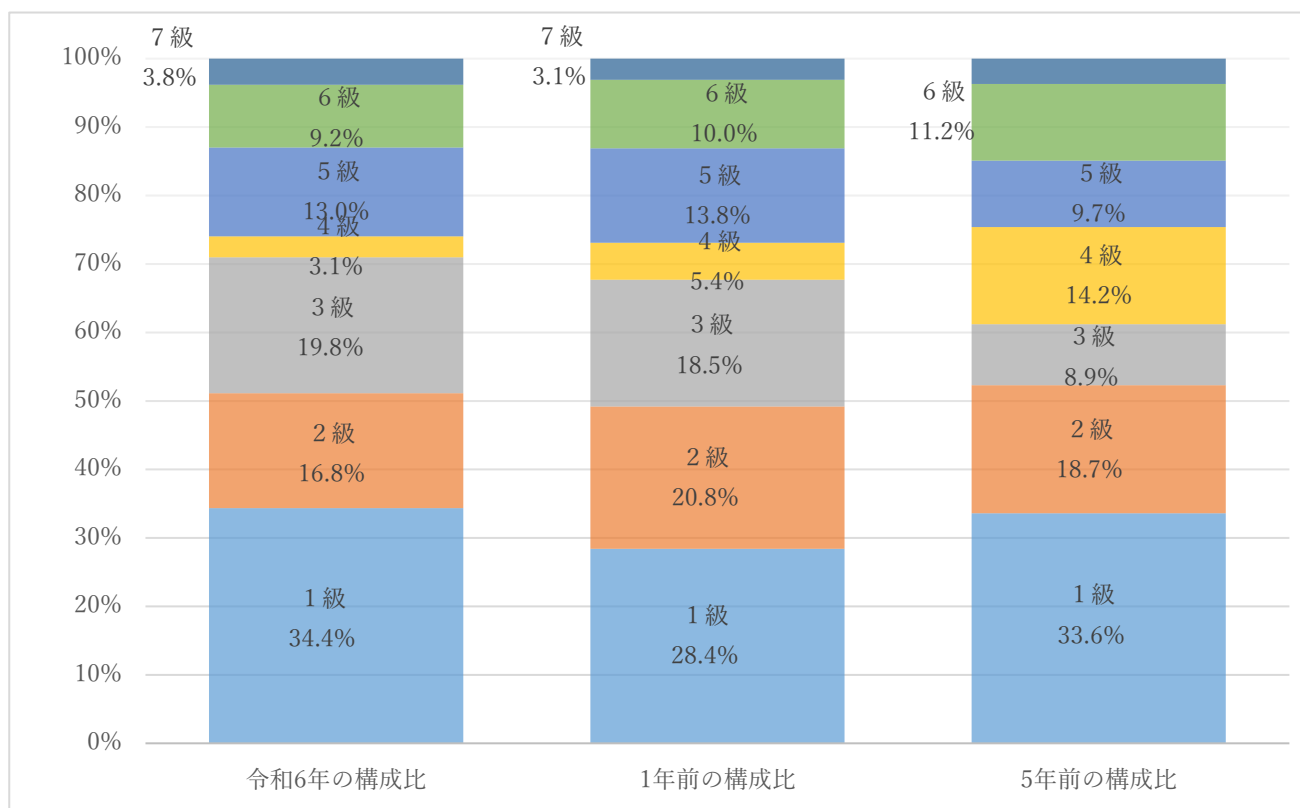
（注）個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は、「※」で表示している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

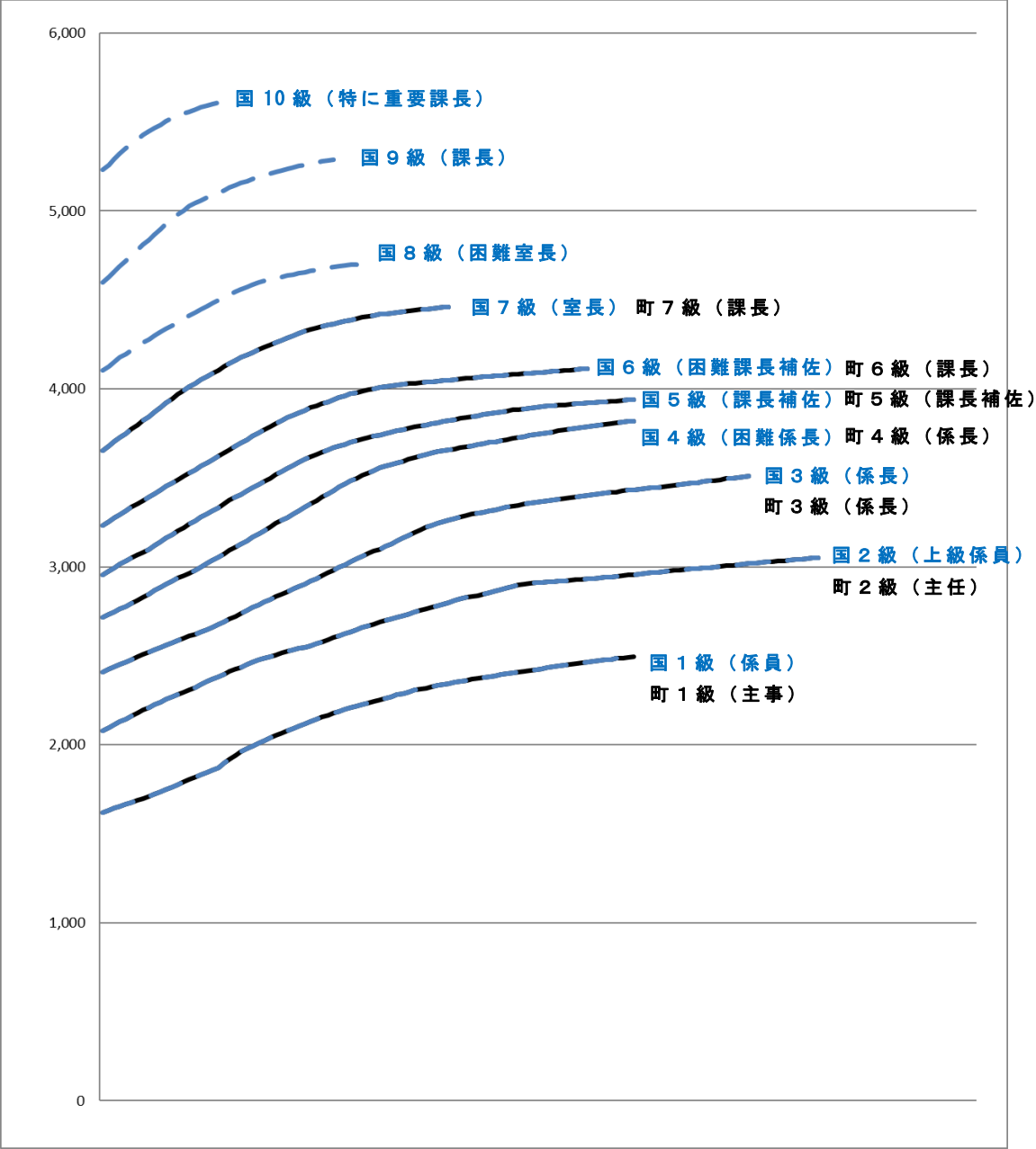
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事又は技師の職務	45人	34.4%	162,100円	249,400円
2級	主任又は技術主任の職務	22人	16.8%	208,000円	305,200円
3級	係長，主幹又は主査の職務（4級に掲げるものを除く）	26人	19.8%	240,900円	351,000円
4級	高度の知識又は経験を必要とする係長，主幹の職務	4人	3.1%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐，次長又は出先機関の長の職務	17人	13.0%	295,400円	394,000円
6級	課長（7級に掲げる課長を除く），局長，室長又は参事の職務	12人	9.2%	323,100円	411,300円
7級	町長があらかじめ定める基準に従い指定する課長の職務	5人	3.8%	365,500円	446,200円

- （注） 1 大和町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 31 年度に 6 級制から 7 級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大和町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大和町	宮城県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,244千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,704千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(大和町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

大和町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.67月分 24.59月分	勤続20年 19.67月分 24.59月分
勤続25年 28.04月分 33.27月分	勤続25年 28.04月分 33.27月分
勤続35年 39.76月分 47.71月分	勤続35年 39.76月分 47.71月分
最高限度 47.71月分 47.71月分	最高限度 47.71月分 47.71月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職者特例措置 2%～20%加算	定年前早期退職者特例措置 2%～45%加算
1人当たり平均支給額 1,593千円 19,407千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 5 年度決算）			544 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			181 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	人	20%
宮城県多賀城市	10%	人	10%
宮城県仙台市	6%	3 人	6%
宮城県富谷市	6%	人	0%
宮城県名取市	3%	人	3%
宮城県利府町	3%	人	0%

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）※支給実績なし

支給実績（令和 5 年度決算）			千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 5 年度 決算）	左記職員に対する支給 単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	65,023 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）	332 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	61,598 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 4 年度決算）	314 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和５年度決算)	支給職員１人 当たり 平均支給年額 (令和５年度 決算)
扶養手当	1.配偶者 6,500 円 2. 子 1 人につき 10,000 円 3.父母等 1 人につき 6,500 円 ※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の４月１日から満 22 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同 じ	—	10,971 千円	174 千円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000 円 イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 11,000 円 + (【家賃】-27,000) ÷ 2 (限度額 28,000 円)	同 じ	—	13,562 千円	256 千円
通勤手当	1.交通機関等の利用者 6 月毎に 6 月に要する運賃等相当額 (1 月あたり 55,000 円限度) 2.交通用具使用者(1 月あたり) 使用距離(片道)により 2,000 円～31,600 円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額＋交通用具使用の額。ただし 1 月あたり 55,000 円を限度とする。	同 じ	—	14,527 千円	87 千円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 32,400 円～47,800 円	同 じ	—	12,006 千円	522 千円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000 円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が 100km 以上の場合、その距離に応じ 8,000 円～70,000 円加算する。	同 じ	—	0 千円	0 千円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずるものとして定める場所において、勤務することを 1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に対して支給 月額 3,000 円	同 じ	—	0 千円	0 千円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に対して支給 支給額＝勤務 1 時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同 じ	—	360 千円	16 千円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の 5 時までの間に勤務することを命じられた職員に対し支給 支給額＝勤務 1 時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0 千 円	0 千 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務 1 回につき 4,200 円	同じ	—	0 千 円	0 千 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務 1 回につき 5,000 円～6,000 円	同じ	—	444 千 円	37 千 円
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む。)	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて町内に滞在した場合に支給 支給額 1 日につき最高 6,620 円			0 千 円	0 千 円

5 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	761,200円	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 町 長	603,000円	920,000円／592,000円		
報 酬	議 長	386,000円	499,000円／252,000円		
	副 議 長	319,000円	430,000円／202,000円		
	議 員	300,000円	400,000円／174,000円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.45月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.45月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 761,200円×21.12 603,000円×12.48	(1期の手当額) 16,076,544円 7,525,440円	(支給時期) 通算又は任期毎	
	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝4 8 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

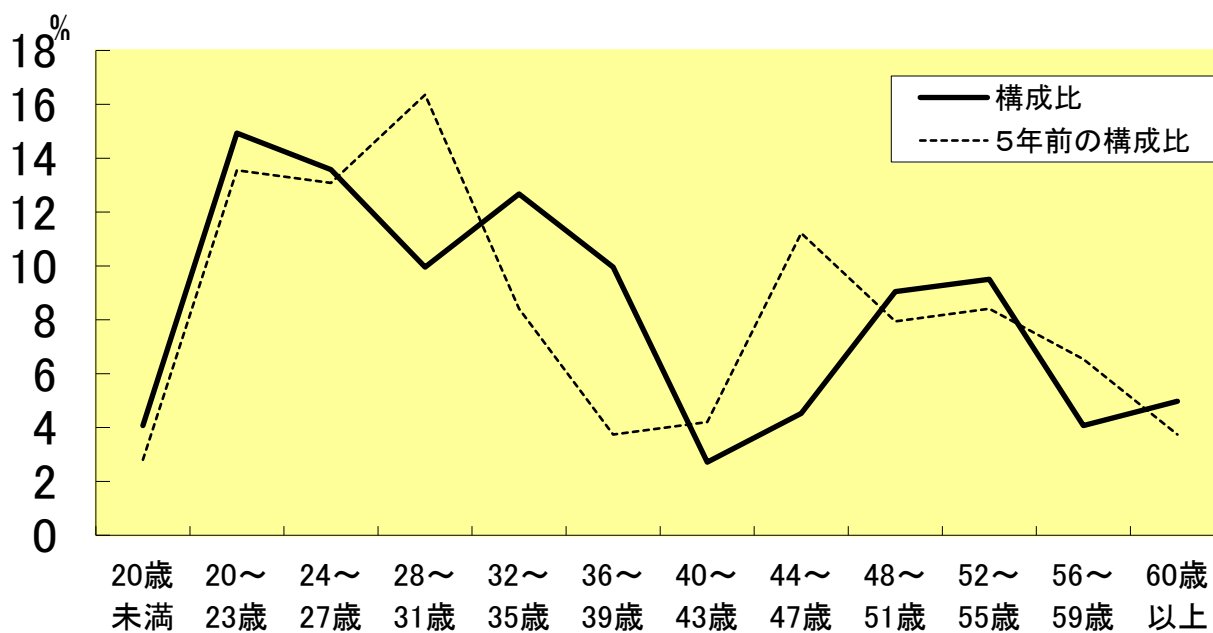
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	運 転 業 務 員 , 派 遣 職 員 の 増 企 業 誘 致 職 員 の 増 退 職 者 不 補 充 に よ る 減
		総 務 ・ 企 画	49	51	2	
		税 務	15	15	0	
		民 生	49	49	0	
		衛 生	21	21	0	
		農 林 水 産	11	11	0	
		商 工	7	8	1	
		土 木	14	12	▲ 2	
		計	169	170	1	
	教 育 部 門	26	26	0		
	小 計	195	196	1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 70.09 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 67.22 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	6	0	法 的 化 の 進 捗 に よ る 減 土 地 区 画 整 理 事 業 に よ る 増	
	下 水 道	6	5	▲ 1		
	そ の 他	12	14	2		
	小 計	24	25	1		
合 計			219 [240]	221 [240]	▲ 2 [0]	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 79.03 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	9人	33人	30人	22人	28人	22人	6人	10人	20人	21人	9人	11人	221人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	160 人	168 人	167 人	169 人	169 人	170 人	10 (6.3%)
教育	28 人	28 人	28 人	27 人	26 人	26 人	▲2 (▲7.1%)
普通会計計	188 人	196 人	195 人	196 人	195 人	196 人	8 (4.3%)
公営企業等会計計	26 人	23 人	22 人	25 人	24 人	25 人	▲1 (▲3.8%)
総合計	214 人	219 人	217 人	221 人	219 人	221 人	7 (3.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5年度	千円 827,279	千円 132,781	千円 25,650	% 3.10	% 2.89

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)大和町普 通会計平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 6	千円 17,759	千円 2,024	千円 6,059	千円 25,842	千円 4,307	千円 4,953

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 和 町	37.8歳	276,658円	352,065円
団 体 平 均	44.5歳	334,536円	501,579円
事 業 者	歳		円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大和町（下水道事業）	大和町（一般行政職）
1人当たり平均支給額(令和5年度) 959千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,244千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大和町（下水道事業）	大和町（一般行政）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.67月分 24.59月分 勤続25年 28.04月分 33.27月分 勤続35年 39.76月分 47.71月分 最高限度 47.71月分 47.71月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 2%～20%加算 1人当たり平均支給額 2,744千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.67月分 24.59月分 勤続25年 28.04月分 33.27月分 勤続35年 39.76月分 47.71月分 最高限度 47.71月分 47.71月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 2%～20%加算 1人当たり平均支給額 1,593千円 19,407千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）※支給実績なし

支 給 実 績（令和5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	人	20%
宮城県多賀城市	10%	人	10%
宮城県仙台市	6%	人	6%
宮城県富谷市	6%	人	0%
宮城県名取市	3%	人	3%
宮城県利府町	3%	人	0%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）※支給実績なし

支給実績（令和 5 年度決算）			千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和 5 年度決算)	左記職員に対する支給 単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	774 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）	155 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	1,071 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 4 年度決算）	178 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年額（令和 5 年度決算）
扶養手当	1.配偶者 6,500 円 2. 子 1 人につき 10,000 円 3.父母等 1 人につき 6,500 円 ※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同 じ	—	360 千円	360 千円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000 円 イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 11,000 円 + (【家賃】-27,000) ÷ 2 (限度額 28,000 円)	同 じ	—	320 千円	320 千円

通勤手当	1.交通機関等の利用者 6月毎に6月に要する運賃等相当額 (1月あたり55,000円限度) 2.交通用具使用者(1月あたり) 使用距離(片道)により2,000円～ 31,600円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額+交通用具使用の額。 ただし1月あたり55,000円を限度と する。	同じ	—	373千円	75千円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に 対し、支給する 支給額 32,400円～47,800円	同じ	—	0千円	0千円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別 居して単身で生活する職員 30,000 円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の 住居との間の距離が100km以上の 場合、その距離に応じ8,000円～ 70,000円加算する。	同じ	—	0千円	0千円
在宅勤務等 手当	住居その他これに準ずるものとして定 める場所において、勤務することを1 か月当たり平均10日を超えて命ぜら れた職員に対して支給 月額 3,000 円	同じ	—	0千円	0千円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に 勤務することを命じられた職員に対 して支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額 ×支給割合(135/100)×勤務時間 数	同じ	—	5千円	5千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時か ら翌日の5時までの間に勤務するこ とを命じられた職員に対し支給 支給額=勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0千円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休 日等に、本来の勤務に従事しないで 宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0千円	0千円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊 急の必要等で週休日又は休日等に 勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき 5,000円 ～6,000円	同じ	—	0千円	0千円

災害派遣手当 (武力攻撃災害 等派遣手当を 含む。)	災害発生時にその応急対策又は復 旧のため派遣された職員で住所等を 離れて町内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高 6,620 円			0 千 円	0 千 円
-------------------------------------	---	--	--	-------	-------

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和 4 年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 5 年度	千円 881,239	千円 21,903	千円 31,597	% 3.59	% 3.20

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)大和町普 通会計平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5 年度	人 6	千円 20,776	千円 2,650	千円 8,141	千円 31,567	千円 5,261	千円 4,953

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員
(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含ま
れているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 和 町	38.1 歳	297,314 円	425,523 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大和町(水道事業)	大和町(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和 5 年度) 1,441 千円	1人当たり平均支給額(令和 5 年度) 1,244 千円
(令和 5 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和 5 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

大和町（水道事業）			大和町（一般行政）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.67 月分	24.59 月分	勤続 20 年	19.67 月分	24.59 月分
勤続 25 年	28.04 月分	33.27 月分	勤続 25 年	28.04 月分	33.27 月分
勤続 35 年	39.76 月分	47.71 月分	勤続 35 年	39.76 月分	47.71 月分
最高限度	47.71 月分	47.71 月分	最高限度	47.71 月分	47.71 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例措置 2 %～20% 加算			定年前早期退職者特例措置 2 %～20% 加算		
1 人当たり平均支給額 支給無し			1 人当たり平均支給額 1,593 千円 19,407 千円		

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）※支給実績なし

支 給 実 績（令和 5 年度決算）			千 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			千 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	人	20%
宮城県多賀城市	10%	人	10%
宮城県仙台市	6%	人	6%
宮城県富谷市	6%	人	0%
宮城県名取市	3%	人	3%
宮城県利府町	3%	人	0%

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）※支給実績なし

支給実績（令和 5 年度決算）			千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和 5 年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	677 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 5 年度決算）	135 千円
支給実績（令和 4 年度決算）	1,222 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 4 年度決算）	136 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異動	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人 当たり平均支 給年額（令和 5年度決算）
扶養手当	1.配偶者 6,500 円 2. 子 1 人につき 10,000 円 3.父母等 1 人につき 6,500 円 ※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算	同 じ	—	315 千 円	105 千 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア.月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000 円 イ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 11,000 円 + (【家賃】-27,000) ÷ 2 (限度額 28,000 円)	同 じ	—	763 千 円	254 千 円
通勤手当	1.交通機関等の利用者 6 月毎に 6 月に要する運賃等相当額 (1 月あたり 55,000 円限度) 2.交通用具使用者(1 月あたり) 使用距離(片道)により 2,000 円～31,600 円 3.交通機関と交通用具の併用者 運賃相当額 + 交通用具使用の額。 ただし 1 月あたり 55,000 円を限度とする。	同 じ	—	340 千 円	68 千 円
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員に対し、支給する 支給額 32,400 円～47,800 円	同 じ	—	556 千 円	556 千 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000 円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が 100km 以上の場合、その距離に応じ 8,000 円～70,000 円加算する。	同 じ	—	0 千 円	0 千 円
在宅勤務等手当	住居その他これに準ずるものとして定める場所において、勤務することを 1 か月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員に対して支給 月額 3,000 円	同 じ	—	0 千 円	0 千 円

休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に対して支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ	—	0千円	0千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の5時までの間に勤務することを命じられた職員に対し支給 支給額＝勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0千円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	—	0千円	0千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき 5,000円～6,000円	同じ	—	6千円	6千円
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む。)	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて町内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高 6,620円			0千円	0千円